令和4年度行政処分一覧表

					A	
番号	 被処分者名	処分年月日	許可の内容	処分の内容	条文	処分の理由
ш //	以たり行行	之为十万百	HI . 1 4 5 L 1 VII.	Z 77 V 7 1 1/11	(廃棄物処理法)	た力の左出
	株式会社こだま産業	R4. 9. 12	産廃収集運	許可取消	14条の3の2	事業者の役員が、いわき簡易裁判所において罰金刑
			搬		第1項第4号	に処せられ、平成31年3月15日に判決が確定した
1						ことが、法第14条第5項第2号二に規定する同号イ
						に規定する法第7条第5項第4号二に該当するに至
						ったため。
	有限会社ネットワー	R4. 10. 31	産廃収集運	許可取消	14条の3の2	同社の役員が、大河原簡易裁判所において罰金刑に
2	ク物流		搬		第1項第2号	処せられ、令和3年1月13日に判決が確定し、同日、
						刑の執行が終了したことが許可の欠格要件(この法律
						の規定に違反し、罰金刑に処せられ、その執行を終わ
						り5年を経過しない者) に該 当するため。
	株式会社創明	R4. 10. 31	産廃収集運	許可取消	14条の3の2	同社は、令和4年6月2日に福島地方裁判所郡山支
3			搬		第1項第4号	部から破産手続開始の決定を受けた。このことによ
						り、同社は法第14条第5項第2号イに規定する法第
						7条第5項第4号ロ(破産手続開始の決定を受けて復
						権を得ない者)に該当するに至ったため。
	日乃本フィルメント	R5. 1. 16	産廃収集運	許可取消	14条の3の2	同社の役員が、さいたま地方裁判所越谷支部におい
4	株式会社		搬		第1項第4号	て懲役1年2月の刑(4年間の執行猶予)に処せられ、
						令和3年11月25日に刑が確定した。このことによ
						り、同社は法第14条第5項第2号ニに規定する同号
						イ(法第7条第5項第4号ハ(禁錮刑以上の刑に処せ
						られ、その執行を終わり、又は執行を受けることがな
						くなった日から5年を経過しない者)の欠格要件に該
						当し、法に規定する許可取消事由に該当するに至った
						ため。